

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(指定)
 第一条の十二 ボイラー則第十二条第四項及び第五十七条第四項、クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。)、第五十七条第五項、ゴンドラ安全規則(昭和四十七年労働省令第三十五号。以下「ゴンドラ則」という。)、第六条第五項並びに機械等検定規則(昭和四十七年労働省令第四十五号。以下「検定則」という。)、第一条第二項及び第六条第二項の指定(この項を除き、以下この章において「指定」という。)
)は、次に掲げる表の上欄に掲げる指定に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる機械等(以下この章において「機械等」という。)
)の区分ごとに同表の下欄に掲げる書面(以下「基準等適合証明書」という。)
)の作成(以下この章において「証明書作成」という。)
)を行おうとする者(法人に限る。)
)の申請により行う。

(指定)
 第一条の十二 ボイラー則第十二条第四項及び第五十七条第四項、クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。)、第五十七条第五項、ゴンドラ安全規則(昭和四十七年労働省令第三十五号。以下「ゴンドラ則」という。)、第六条第五項並びに機械等検定規則(昭和四十七年労働省令第四十五号。以下「検定則」という。)、第一条第二項及び第六条第二項の指定(この項を除き、以下この章において「指定」という。)
)は、次に掲げる表の上欄に掲げる指定に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる機械等(以下この章において「機械等」という。)
)の区分ごとに同表の下欄に掲げる書面(以下「基準等適合証明書」という。)
)の作成(以下この章において「証明書作成」という。)
)を行おうとする者(法人に限る。)
)の申請により行う。

2・3 (略)	検定則第六 条第二項の 指定	(略)	(略)	(略)
		令第十四条の二第十三号に規定する 防じん機能を有する電動ファン付き 呼吸用保護具	令第十四条の二第十四号に規定する 防毒機能を有する電動ファン付き呼 吸用保護具	検定則第 六条第二 項前段に 規定する 書面

2・3 (略)	検定則第六 条第二項の 指定	(略)	(略)	(略)
		(新設)	令第十四条の二第十三号に規定する 電動ファン付き呼吸用保護具	検定則第 六条第二 項前段に 規定する 書面

(登録の区分)

第十九条の三 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 十二 (略)

十三 令第十四条の二第十三号の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

十四 令第十四条の二第十四号の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

(登録の区分)

第十九条の三 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 十二 (略)

十三 令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具

(新設)